

仕 様 書

1 業務名

苫小牧市立病院デジタルサイネージ等設置及び運営業務

2 業務の概要

苫小牧市立病院（以下「本院」という。）が本院利用者に対し、院内フロアマップ及び地域案内マップ（以下、「マップ等」という）を設置するとともに、診療案内等の本院に関する情報や診療待ち時間の負担軽減に資する各種情報を配信するデジタルサイネージの設置運営及び配信コンテンツの制作を行う。

マップ等の設置及び情報配信に伴い、支障のない範囲で民間企業等の広告を配信することにより得られる広告収入でマップ等や情報配信に必要なデジタルサイネージの設置・運営及び配信コンテンツの制作を行う。

3 設置場所

(1) マップ等、デジタルサイネージ機器は本院内の以下の場所に設置する。

- ① 1階患者サポートセンター前 1箇所（院内フロアマップ、地域案内マップ、デジタルサイネージ）
- ② 1階会計窓口前 1箇所（デジタルサイネージ）
- ② 1階中央処置室前 1箇所（デジタルサイネージ）

(2) 院内での設置場所は別紙「設置予定場所図面」の記載場所を予定しているが、現場確認を行い、本院と調整した上で設置場所を決定するものとする。なお、留意事項は以下のとおりである。

- ① 設置日は2週間以上前に本院に届出ることとし事前に承諾を得ること。また、作業にあたっては本院利用者の安全に十分に配慮すること。
- ② 別紙「設置予定場所図面」に記載のない既存設備について、デジタルサイネージ機器の設置に伴い、移設等を行う必要があり得ること。

4 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

5 業務内容

(1) マップ等及びデジタルサイネージ機器の設置及び撤去

- ① 本業務に必要な機器の設置を行う。機器設置に伴う必要な工事は、工事内容を事前に提示し、本院の承諾を得た上で実施すること。
- ② 契約期間終了時における機器の撤去及び原状回復に必要な工事を行う。
- ③ 機器の規格その他詳細は「6 機器の規格等」に後述する。

- (2) マップ等の作成
 - ① マップ等を作成する。
 - ② マップ等の仕様は「7 マップ等掲出物の仕様」に後述する。
- (3) デジタルサイネージの運用
 - ① 情報を配信するコンテンツを作成する。
 - ② 配信するコンテンツの内容は「8 配信するコンテンツ」に後述する。
 - ③ コンテンツの配信時間は「9 配信時間」に後述とする。
 - ④ コンテンツの作成及び管理の詳細は「10 コンテンツの作成及び管理」に後述する。
- (4) マップ等及びデジタルサイネージの機器保守
 - ① 機器の故障や情報を配信するコンテンツに障害が生じ、遠隔からの復旧が難しい場合、本院職員の連絡から48時間以内に人員を派遣して、状況の把握や復旧に向けた対応を行うこと。
 - ② コンテンツの配信時間中、本院職員と電話連絡のとれる体制を有すること。
 - ③ 不特定多数の者が利用することを想定し、機器の保守を行うこと。
- (5) 広告の募集及び配信
 - ① 本市で定める「苫小牧市広告掲載基準」（以下「基準」という。）を遵守し、広告の募集及び掲載・配信を行うこと。
 - ② 広告の掲載・配信は、配信開始予定日の20日前までに広告主及び広告内容を本院に提示すること。
 - ③ 本院は、基準に従い、事前提示又は掲載・配信中の広告主もしくは広告内容が不適切と認める場合は、広告の掲載・配信を中止することができるものとする。なお、この場合に本院は、広告主又は受託者に対し、一切の賠償の責を負わない。
 - ④ 広告の掲載・配信に関する苦情等の対応をすること。
 - ⑤ 広告内容等に関する責任は広告主及び受託者が負うものとし、本院が損害を被った場合は、その損害を補償すること。

6 機器の規格等

- (1) 1階患者サポートセンター前：デジタルサイネージ付案内板
 - ① 案内板は、高さ2,100mm×幅3,160mm×奥行800mm程度に1基設置すること。
 - ② 院内フロアマップ及び地域案内マップの大きさは、それぞれ縦1,200mm×横850mm以上とし広告掲載部分は、地域案内マップの3分の1以内とすること。
 - ③ 案内板は視認性を高めるためLEDの電照式とし、掲載内容は、院内フロアマップ、苫小牧市広域図、主な公共施設、広告、その他契約時に定めるものとする。
 - ④ デジタルサイネージの画面サイズは55型以上としタッチ操作可能なものを1台設置すること。
 - ⑤ 案内板は自立式床置き型で移動用車輪が付いており、車輪ストッパーで固定できることとし、必要に応じて移動が可能とすること。
 - ⑥ 掲載する院内フロアマップと地域案内マップは、高齢者や色覚障がい者に配慮したユ

ユニバーサルデザインとすること。

- ⑦ デザイン、表示内容については、受託者決定後に詳細を協議すること。
- ⑧ 地震等の際の落下や転倒に関する防止策を十分に行うこと。
- ⑨ 地域案内マップは、主な公共施設や市民に認知度の高い施設・建物などをわかりやすく表示すること。
- ⑩ デジタルサイネージの画面上で、苫小牧市立病院の連携医療機関を検索できる機能を設けること。

(2) 1階会計窓口前及び中央処置室前 : デジタルサイネージ

- ① デジタルサイネージの画面サイズは55型以上とし解像度はフルハイビジョン (1,920×1,080) 以上のデジタルサイネージを各1台設置すること。
- ② デジタルサイネージ以外の機器及びケーブル等の設置場所は、工事前に協議すること。

(3) 共通事項

- ① 機器の稼働に必要な電源は、本院が指定する分電盤から配線して供給すること。
- ② 必要なネットワーク回線の引き込みは、配信方法等についての事前協議の上、本院の許可を得て、受託者が費用を負担して行うこと。
- ③ 機器の電源入・切は、タイマー等による自動制御又は一括集中管理による外部操作ができること。
- ④ 本院利用者が衝突による怪我や転倒防止のための必要な対策を講じること。
- ⑤ 地震等の際に転倒・落下することがないように十分な対策を講じること。
- ⑥ 設置及び撤去作業は本院利用者の安全に配慮して実施すること。
- ⑦ 機器や表示装置は、設置場所の景観に配慮したものであること。
- ⑧ 破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うとともに年に一度は、院内フロアマップ及び地域案内マップの貼り替えを行うこと。また、院内フロアのレイアウトに変更があった場合は、本院と協議し、必要に応じ、院内フロアマップの貼り替えを行うこと。
- ⑨ 本体、院内フロアマップ及び地域案内マップの製作は、事前にレイアウト・デザイン等を協議の上、本院の承諾を得ること。

7 マップ等掲出物の仕様

- ① 院内フロアマップのサイズは、縦1,200mm×横850mm程度とする。
- ② 地域案内マップのサイズは、縦1,200mm×横900mm程度とする。
- ③ マップ等のデザインは、カラーユニバーサルデザイン等を参考にし、色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。
- ④ 地域案内マップのうち、広告面は総掲出面積の3分の1以内とすること。
- ⑤ 広告面には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示すること。
- ⑥ 広告枠の広告が、地図上でわかるように座標番号等で表示すること。

8 配信するコンテンツ

- ① 診療案内等の本院に関する情報及び民間企業等の広告を配信するものとする。
- ② 上記に加えて気象情報やニュース等の配信を可能とする。
- ③ 情報や広告が一定時間で自動的に切り替わること。
- ④ 音声を生じさせないこと。（緊急地震速報などの災害に関する情報を除く。）
- ⑤ 民間企業等の広告を配信する場合は、本院に関する情報と区別するとともに、広告である旨を明示し、必要に応じて広告内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要事項を注記すること。
- ⑥ 広告の配信が、診療案内等の本院に関する情報及び気象情報やニュース等を含めたコンテンツ全体の配信の3分の2を上回らないこと。ただし、本院と協議の上で3分の2を上回るができるものとする。
- ⑦ 情報や広告の配信方法は、本院と調整の上で決定すること。
- ⑧ 緊急地震速報など災害に関する情報を配信できるようにすること。その場合、警報音を発することを可能とすること。

9 配信時間

コンテンツの配信時間は以下のとおりとする。ただし、本院が実施する設備点検等により、以下の時間内であっても配信できない場合がある。

平日 8:00～18:00 ※ 土日祝及び12月29日～1月3日を除いた日。なお、ホールの利用状況等を勘案し、本院と協議の上で配信時間を変更できるものとする。

10 コンテンツの作成及び管理

- (1) 本院に関する情報のコンテンツは、本院から提供する素材（平面図、ポスター、データ等）から、本院利用者に分かりやすいようにレイアウト及びデザイン制作を行い、本院と協議した上で作成すること。
- (2) コンテンツの変更は、本院担当者からの依頼に基づき、都度対応すること。なお、コンテンツの軽微な変更（レイアウトやデザイン制作の伴わない変更）は、5日以内（土日祝日の場合は、除く5日以内）に行うこと。
- (3) 本院から緊急の情報発信、院内通知等の配信を可能とすること。

11 費用負担

デジタルサイネージ設置及び運営に関する一切の経費を受託者が負担するものとする。

- (1) デジタルサイネージ設置及び運営に関する経費
 - ① デジタルサイネージ機器代（付属品、取付器具、転倒防止品等を含む）
 - ② 電源工事、ネットワーク配線等工事費用
 - ③ 機器の設置及び撤去費用
 - ④ 機器設置に伴う既存設備の移設等費用、機器撤去時の原状回復費用

- ⑤ 修理、保守・メンテナンス費用
- ⑥ 広告募集に関する費用
- ⑦ コンテンツの作成・更新、情報及び広告の配信に関する費用
- ⑧ その他費用

(2) 建物使用料

建物貸付料は、別途締結する賃貸借契約に基づき、原則、本院が定める貸付単価に機器や配線設置のために貸付を受ける面積を乗じて算出する。

建物貸付料は、苫小牧市長の発行する納入通知書により指定する期日までに納入すること。

(3) 光熱水費

建物貸付料のほか、各デジタルサイネージ等に受託者が設置した個別メーターに基づき、電気料を別途請求するものとする。

1 2 収支実績の報告

デジタルサイネージ設置及び運営に関する収支実績を会計年度ごとに作成し、当該年度分の収支実績を翌年度の4月末までに本院に報告すること。

1 3 その他

- (1) 業務の実施に当たり本院から提供された情報は、善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理し、不要となった場合は適切に破棄すること。
- (2) 業務期間中に知り得た本院に関する情報（本院が提供した情報を含む。）は、一般に公開する情報を除き、第三者に提供又は業務の実施以外の目的に利用しないこと。
- (3) 受託者が都合により業務を継続できなくなった場合は、本院の業務に支障とならないように双方の協議の上、事業契約を解約することができる。
- (4) 契約上の詳細は、本院が定めた契約規定及び契約基準によるほか、明記のない事項については、双方協議して定めるものとする。

(5) 再委託の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、あらかじめ、業務の一部を外部委託する時は、提案書に記載し、苫小牧市の承諾を得たときは、この限りでない。

(6) 連絡体制・調整体制

受託者は、あらかじめ業務を実施する従業員及び責任者を選任し、その氏名等を苫小牧市に通知するものとし、連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡・調整体制を構築し、綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。従業員及び責任者が変更になる場合は本院に通知すること。